



南魚土改 だより

第16号

発行日
令和6年11月
南魚沼土地改良区
理事長 高村良一
電話 025-781-6130

ご挨拶



理事長 高村良一

組合員の皆様には、日頃より土地改良区の運営並びに各種事業推進に對して特段のご理解とご協力をいただき、役職員を代表いたしまして心より深く感謝申し上げます。

この度、任期満了に伴う役員選挙を、八月二十三日開催の令和六年度第一回臨時総代会において行い、三選挙区とも立候補者が定数を超えなかったため、理事十八名、監事三名、無投票で当選が決定いたしました。九月一日に理事会及び監事会を開催し、引き続き私が理事長を務めさせていただきますことになりました。今後とも役員一丸となって運営にあたる所存でございますので、何卒ご厚情を賜りますようお願いいたします。本年は元日から能登半島地震が発生しました。また、九月に線状降水帯が発生し、激しい雨が短時間に降

り続き、大規模な浸水被害と土砂災害になり、地震と大雨で二重の被害となつてしまいました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます、お亡くなりになった方々のご冥福を祈るとともに、一日も早い復旧、復興を心からご祈念申し上げます。

当土地改良区においても、この能登半島地震により被害調査のために臨時取水の許可をいただき、各施設で送水をして点検を行いました。その結果、大巻藪神地区でパイプラインの本管からの漏水が発見され、災害事業として工事を発注しております。また、土地改良区事務所でも壁の亀裂が多数発見され、特定被災の助成金申請をし、修繕いたしました。昨年は、記録的な猛暑や少雨により米の品質が著しく低下し、組合員の皆さんにとつては厳しい年となつてしまいました。今年も小雪により春の水を心配しております。また、猛暑の予想もあり輪番体制を春から実施した地区や、市の井戸を使用した地域もありましたが、それ以降は

曇天の日が多かったものの、水不足にはならず秋の収穫を迎えることができ、大変うれしく思っております。

この二月に「食料・農業・農村基本法」の改正法案が国会に提出され、五月に可決・成立されました。改正法では、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直し、関連する基本的な施策を定めています。農業農村整備関係では、農業水利施設の保全・管理を担っている土地改良区の果たす役割が一層重要になつてくると思われまふ。結びに、組合員の皆様のご期待に添えるよう、役員一同職務に邁

進する所存でありますので、今後ともより一層のお力添えをお願い申し上げます、挨拶いたします。

令和六年度

第一回臨時総代会

去る八月二十三日臨時総代会が開催されました。理事長の挨拶、経過報告の後、議長に第一選挙区の星野覚雄総代が選任されました。

令和五年度一般会計の決算について報告され承認されました。また議定事項については、令和六年度事業一般会計の補正予算とその他が審議され、原案どおり議決されました。総括監事からは令和五年度の決算監査報告がなされ承認されました。

業務報告

一、地区面積（業務報告書面積）

（田）三、二七五、〇 ha
畑 三〇四、三 ha
その他 八三、三 ha
二、組合員の総数 四、五七七人
三、令和五年度工事の状況
県営事業 七件
団体営事業 九件

四、事務の経過

ア、通常総代会、臨時総代会
平均出席率 二回開催 九六、五％
平均出席率 五回開催 九一、一％
イ、理事会
平均出席率 五回開催 九三、三％
ウ、監事会
平均出席率 五回開催 九三、三％
以上のとおりでした。

自令和五年四月一日
至令和六年三月三十一日

役員の改選が行われました

任期満了に伴う南魚沼土地改良区の理事十八人、監事三人の改選が、令和六年八月二十三日に行われました。

第一被選挙区から第三被選挙区まで各選挙区とも候補者が定数を超えなかったため、全員が無投票で選任されました。

役員の内任期は令和六年九月一日から令和十年八月三十一日です。

理事



副理事長
内山 清
(四十日) 再任



理事長
高村 良一
(大里) 再任



理事
貝瀬 敏男
(滝谷) 再任



換地担当理事
山本 宣二
(上大月) 再任



維持管理担当理事
外谷 久夫
(姥島新田) 再任



工事担当理事
片桐 成夫
(塩沢) 再任



副理事長
小川 良弘
(吉里) 新任



理事
高橋 郁朗
(中野) 再任



理事
山田 弘
(九日町) 新任



理事
青木 和雄
(雲洞) 新任



理事
中澤 睦
(五日町) 新任



理事
阿部 茂夫
(上田掛之下) 新任



理事
寺口 昌夫
(君沢) 新任



理事
渡辺 隆
(小栗山) 新任



理事
原澤 一郎
(上十日町) 新任



理事
中澤 秀行
(宮野下) 新任



理事
桑原 一吉
(泉盛寺) 新任



監事
吉川 和敏
(関) 新任



監事
嶋田 悟
(字津野新田) 新任



総括監事
貝瀬 悦夫
(吉山新田) 新任



理事
野上 真
(余川) 再任

監事



(3)

令和5年度 一般会計決算について

(収入の部)

(単位：円)

| 項 目 | 決 算 額 | 予 算 額 | 比較増△減 | 附 記 |
|-----------|-------------|-------------|--------------|---------------------|
| 賦 課 金 | 229,487,847 | 231,458,000 | △ 1,970,153 | 運営事務、維持管理賦課金、償還金賦課金 |
| 補 助 金 | 117,932,407 | 118,560,000 | △ 627,593 | 事業補助 |
| 長 期 借 入 金 | 101,189,000 | 109,805,000 | △ 8,616,000 | 日本政策金融公庫借入金 他 |
| 使 用 料 | 26,593,139 | 26,500,000 | 93,139 | 電柱敷地料、道水路使用料、土地賃借料 |
| 雑 収 入 | 6,402,436 | 6,326,000 | 76,436 | 受取利息、過年度収入 |
| 資産取崩・売却 | 3,389,991 | 3,407,000 | △ 17,009 | 財政調整積立金、固定資産売却 |
| 繰 越 金 | 250,544,673 | 250,536,000 | 8,673 | 令和4年度より |
| 合 計 | 735,539,493 | 746,592,000 | △ 11,052,507 | |

(支出の部)

(単位：円)

| 項 目 | 決 算 額 | 予 算 額 | 比較増△減 | 附 記 |
|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------------|
| 維 持 管 理 費 | 153,326,077 | 183,504,000 | △ 30,177,923 | 維持管理20会計 |
| 事 業 費 | 78,275,000 | 78,275,000 | 0 | 団体営事業、調査事業、高度化支援事業 |
| 事 務 所 費 | 75,311,954 | 83,829,000 | △ 8,517,046 | 会議費、事務費、役員報酬、職員給与 |
| 年 賦 償 還 金 | 88,326,302 | 97,288,000 | △ 8,961,698 | 借入償還金返済 |
| 事 業 分 担 金 | 52,640,475 | 52,641,000 | △ 525 | 新潟県へ |
| 積 立 金 | 37,231,051 | 37,407,000 | △ 175,949 | |
| 固 定 資 産 取 得 | 1,171,624 | 1,515,000 | △ 343,376 | |
| 雑 支 出 | 571,448 | 1,800,000 | △ 1,228,552 | |
| 繰 越 金 | 248,685,562 | 192,119,000 | 56,566,562 | |
| 予 備 費 | 0 | 18,214,000 | △ 18,214,000 | |
| 合 計 | 735,539,493 | 746,592,000 | △ 11,052,507 | |

令和5年度 各種積立金決算状況について

(単位：円)

| 項 目 | 令和5年度決算時 | 令和4年度決算時 | 比較増△減 |
|-------------|-------------|-------------|------------|
| 転用決済金積立金 | 45,841,373 | 44,991,541 | 849,832 |
| 財政調整積立金 | 48,399,500 | 40,398,725 | 8,000,775 |
| 役員退任給与積立金 | 4,806,359 | 3,466,326 | 1,340,033 |
| 職員退職給与積立金 | 60,068,668 | 52,067,638 | 8,001,030 |
| 維持管理運用基金積立金 | 291,443,971 | 274,438,488 | 17,005,483 |
| 預託金積立金 | 20,270,802 | 20,270,800 | 2 |

令和5年度 財産目録について

(単位：円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|----------------|---------------|-------------|---------------|
| 摘 要 | 金 額 | 摘 要 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 195,442,640 | 流 動 負 債 | 66,637,793 |
| （現金及び預金） | 166,901,495 | （未払金） | 66,254,708 |
| （未収金） | 28,541,145 | （預り金） | 383,085 |
| 固 定 資 産 | 2,856,747,995 | 固 定 負 債 | 469,361,033 |
| 基 本 財 産 | 411,758,635 | （借入金） | 399,407,511 |
| （山林、宅地及びその従物） | 43,862 | （引当金） | 69,953,522 |
| （備荒積立金） | 311,714,773 | | |
| （有価証券） | 100,000,000 | 負 債 合 計 | 535,998,826 |
| 特 定 資 産 | 2,368,991,138 | 正 味 財 産 の 部 | 2,516,191,809 |
| （所有土地改良施設、用地） | 2,209,875,238 | | |
| （各種積立金） | 159,115,900 | | |
| そ の 他 固 定 資 産 | 75,998,222 | | |
| （土地、建物、車両、拠出金） | 71,984,595 | | |
| （長期未収賦課金） | 3,773,627 | | |
| （出資金） | 240,000 | | |
| 合 計 | 3,052,190,635 | 合 計 | 3,052,190,635 |

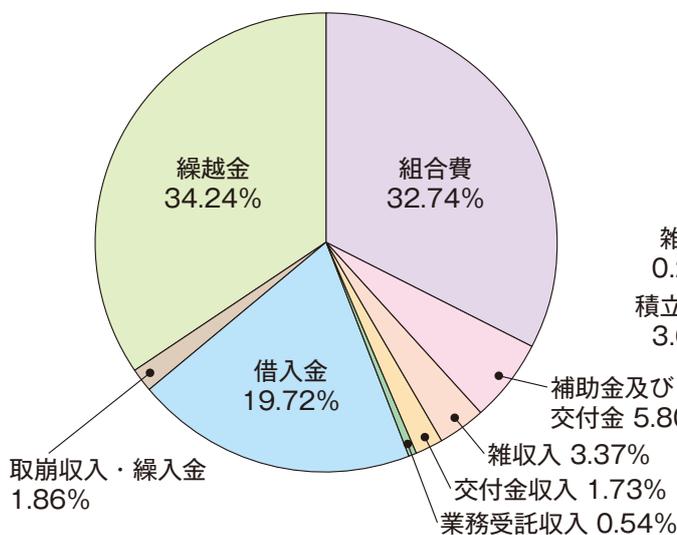
(5)

令和6年度 一般会計予算について

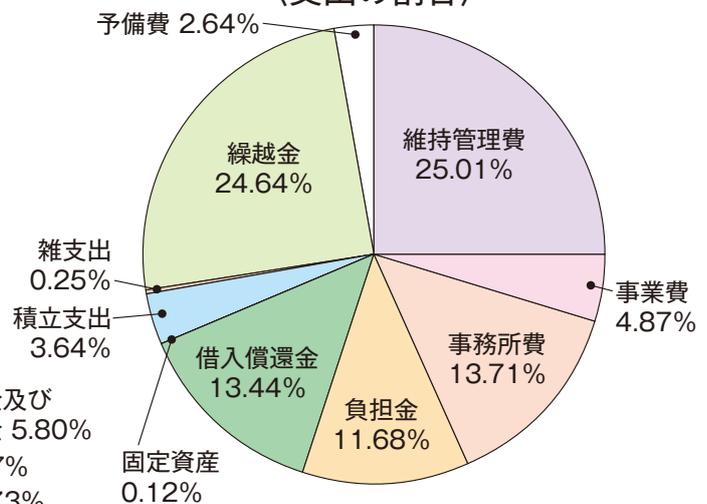
(単位：円)

| 収 入 | | | 支 出 | | |
|----------------|-------------|----------------------|-------------|-------------|--------------------------|
| 項 目 | 予 算 額 | 備 考 | 項 目 | 予 算 額 | 備 考 |
| 組 合 費 | 232,816,000 | 運営・維持管理賦課金、償還金賦課金含む | 維持管理費 | 177,865,000 | 各維持管理20会計、適正化事業、受託業務 |
| 補 助 金 及び助成金 | 41,281,000 | 国・県・市 事業補助 | 事 業 費 | 34,592,000 | 各工事 |
| 雑 収 入 | 23,941,000 | 土地賃貸料、 過年度収入、預金利息 | 事 務 所 費 | 97,494,000 | 役員報酬、職員給料、 会議費、事務所維持費 |
| 交付金収入 | 12,330,000 | 適正化事業交付金 | 負 担 金 | 83,075,000 | 各工事の地元負担 |
| 業 務 受 託 収 入 | 3,821,000 | 換地業務、 ポンプ場管理 | 借入償還金 | 95,595,000 | 事業償還金、支払利息 |
| 借 入 金 | 140,224,000 | 事業地区 | 固 定 資 産 得 取 | 870,000 | 器具備品 |
| 取崩収入・ 繰 入 金 | 13,207,000 | | 積 立 支 出 | 25,907,000 | 基本財産積立、 特定資産積立 |
| 繰 越 金 | 243,492,000 | 令和5年度より | 雑 支 出 | 1,800,000 | |
| | | | 繰 越 金 | 175,185,000 | |
| | | | 予 備 費 | 18,729,000 | |
| 合 計 | 711,112,000 | | 合 計 | 711,112,000 | |

〈収入の割合〉



〈支出の割合〉



令和6年度 各種積立金について

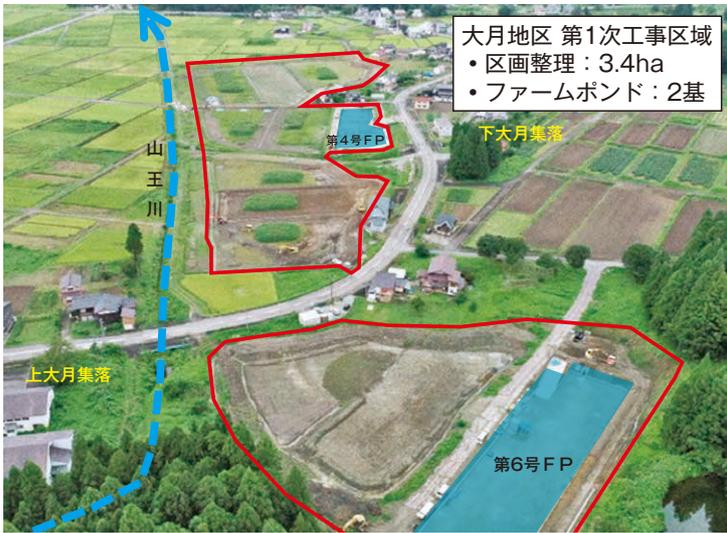
(単位：円)

| 項 目 | 6年度当初積立額 | 摘 要 |
|-------------|-------------|--|
| 転用決済金積立金 | 45,841,373 | 運営事務費決済金、維持管理費決済金、償還金決済金、 3土地改良区基金 |
| 財政調整積立金 | 48,399,500 | 一般会計 |
| 役員退任給与積立金 | 4,806,359 | |
| 職員退職給与積立金 | 60,068,668 | |
| 維持管理運用基金積立金 | 291,443,971 | 天野沢水系、大巻藪神、第7工区、第9工区、東部共通、 中之島施行地、新高棚、県開塩沢、上田 |
| 預託金積立金 | 20,270,802 | イオン・富士観光・原信借地契約に係る預託金 |

令和6年度 県営・団体営事業の施工について

| 事業名 | 地区名 | 工事名 | 事業費 (千円) | 地区 受益面積 | 主要工事 |
|------------------------------|---------------|---|-------------|------------|--|
| 経営体育成 基盤整備事業 | 吉里 | 区画整理第9次工事 地盤変動影響調査委託 R5換地業務委託 R6換地業務委託 第2次地質調査業務委託 | 56,000 | 53.5ha | 完了整備 1.0式 建物等事後調査・算定 1式 換地業務 1式 換地業務 1式 簡易揚水試験、電気探査 1式 |
| | 大月 | 用水路工第1次工事 用水路工第2次工事 区画整理第1次工事 第2次設計業務委託 用水路工第5次工事 R6換地業務委託 | 291,800 | 17.9ha | 貯水槽工 1箇所 貯水槽工 1箇所 区画整理 A=3.39ha ほ場整備、揚水機場設計 1式 ゲート・スクリーン 1式 換地業務 1式 |
| | 大月2期 | 用水路工第1次工事 区画整理第1次工事 用水路工第2次工事 | 230,000 | 18.7ha | 貯水槽工 1箇所 区画整理 A=2.4ha ゲート・スクリーン 1式 |
| 県営農地 環境整備事業 | 泉盛寺開田 | 区画整理第35-1次工事 地質調査業務委託 R6換地業務委託 区画整理第36-1次工事 | 17,000 | 19.4ha | コンクリート舗装工 1式 地質調査 1式 換地業務 1式 コンクリート舗装工 1式 |
| 県営かんがい 排水事業 | 上田第1 | 用水路工第15次工事 用水路工第16次工事 用水路工第17次工事 第8次設計業務委託 | 85,123 | 452.5ha | 管水路工 L=89m 開水路工 L=36m 開水路工 L=390.1m 開水路工 L=607.1m 設計 1式 |
| | 中之島第1 | 用水路工第14次工事 用地測量等作業委託 用水路工第15次工事 | 102,000 | 873.5ha | 管水路工 L=1194.7m 用地測量 1式 管水路工 L=566.0m |
| 県営ため池等 整備事業 | 西部幹線小栗山 | 第5次工事 | 15,000 | 575.6ha | ドレーン工 51箇所 |
| 県 営 計 | | 26件 | 796,923 | | |
| 基盤整備 促進事業 | 台上 | 第1次パイプライン改修工事 | 21,000 | 5.8ha | 用水路工事 L=600m |
| 土地改良施設 維持管理適正化 事業 | 庄之又パイプ ライン | 庄之又パイプライン移設工事 | 13,731 | 3.2ha | パイプライン移設 φ200 L=400m |
| 災害復旧事業 | 大巻藪神 | 幹線水路応急仮工事 幹線水路復旧工事 | 18,439 | 181.7ha | 応急仮工事 L=4m 本復旧工事 L=7m |
| 地域農業水利 施設ストック マネジメント事業 | 南魚沼第1 | 機能診断保全計画策定業務委託 | 2,800 | 48.2ha | 施設機能診断・保全計画策定 |
| 土地改良事業 調査設計事業 | 万条東 | 調査測量設計委託 | 8,100 | 3.7ha | 現地調査・測量設計 |
| 団 体 営 計 | | 6件 | 64,070 | | |

令和6年度 事業施工位置図 ・事業施工写真



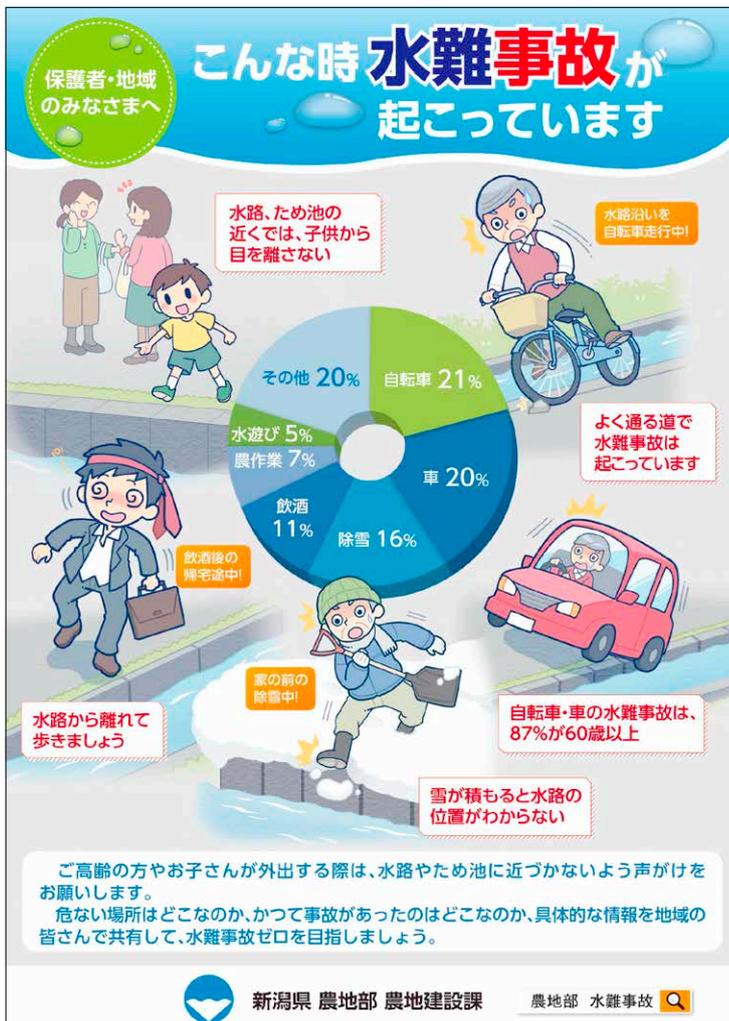
水難事故に注意しましょう

近年、全国的に農業用の用排水路やため池等で、不注意の転落による事故が発生しております。農作業で水を使う時期は終わりましたが、水量が少なくても誤って転落すると大きな事故になることもあります。特に、小さなお子さまやご年配の方には、用排水路やため池等に近づかないよう、地域の皆さんからもお声がけをお願いします。

冬期間についても、冬場は積雪のために水路と道路の境界が分かりにくく、用排水路付近では危険性が増すことから、転落事故に一層の注意が必要です。特に、除雪作業や水路沿いを通行される際はご注意ください。

転落事故防止のためのお願い

- 慣れた道でも水路沿いを通るときは安全確認をしましょう
- 街灯がなく暗いところは特に注意しましょう
- 「自分は大丈夫」との認識を改め、余裕を持った行動をとりましょう
- 1人での水管理や除雪作業を極力避けるよう、周囲から声掛けしましょう



総代の総選挙が行われます

令和7年3月11日をもって、南魚沼土地改良区の総代（定数70人）の任期が満了となります。令和7年2月に総選挙が執行されます。

用排水路の管理について

用排水路にゴミや油・薬品等を流さないでください。排水路の水も下流域では用水として使用しています。また、草刈りで刈った草を流しますと暗渠等の詰まりの原因になりますので、お気を付けください。

法面の除草剤の使用についても慎重にお願いします。また、取水口は個人管理になりますので、よろしくお願いします。

不法投棄について

農道や水路脇等に廃材や機械類・ゴミ等の不法投棄があります。施設の維持管理の支障になり、処分にも費用がかかります。また、美観を損なうだけでなく事故の元となります。不法投棄をした人は刑罰の対象になり、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。不法投棄は絶対にしないでください。

※不法投棄を発見しましたら、投棄した人や車のナンバーなどの情報を土地改良区にご連絡ください。

相続登記が義務化されました

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

- (1) 相続（遺言も含む）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければいけない。
 - (2) 遺産分割が成立した場合は、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に相続登記をしなければいけない。
- (1)と(2)のいずれについても、正当な理由がなく義務に違反した場合は10万円以下の過料の適用対象になります。なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。
- ※詳しい内容については、法務省のホームページをご確認ください。

令和6年4月1日

スタート

詳しくはこちら

相続登記の申請が義務化されます

ご存じですか？

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

農地の移転届はお忘れなく

農地の全部または一部を以下の理由などによって移動があったときは、土地改良区まで届出をお願いします。

- ① 農地の転用
住宅や倉庫、車庫、公共用地への転用
- ② 農地の移動
農地の売買、賃貸借の設定及び解約など
- ③ 組合員資格の交代
農業者年金受給による経営移譲したとき、亡くなられたときなど



農地転用等に伴い地区除外される土地は、規程に基づき決済金を納付書により納めていただくこととなります。決済金を完納した土地は、土地改良区の土地台帳より抹消され翌年度から賦課金がなくなります。

賦課金の納入について

賦課金とは？

- ・賦課金は、田んぼに水を供給するために必要な施設（幹線水路等）の年間にかかる維持管理費、土地改良区の運営費、基盤整備などを行った際の償還金に充てられます。
- ・土地改良区の土地台帳を基に面積に応じて組合員の皆様にご負担いただいているものです。

〈よくある質問〉

Q1 田んぼをやっていませんが、払わなければなりませんか？

A1 南魚沼土地改良区の受益地である限り、耕作の有無に関わらず賦課金の対象となりますので、ご理解をお願いします。

Q2 田んぼを貸しているのですが、賦課金はどうしたらいいですか？

A2 基本的には土地所有者に賦課金の納付義務がありますが、賃貸借の場合は当事者同士が了解の上であれば賦課金の納付者を変更することができます。変更する場合は届出をお願いします。

賦課金の納入は口座振替が便利です

口座振替により土地改良区または金融機関の窓口へ行って納入する手間が省けます。また納入忘れも防げます。これまで現金や口座振込等で納入いただいている方はご検討くださるようお願いいたします。また、振替金融機関の変更も可能です。

ご希望の方は土地改良区までご連絡ください。

〈取扱金融機関〉

現在

・みなみ魚沼農業協同組合 ・ 第四北越銀行 ・ ゆうちよ銀行



令和7年4月より

・みなみ魚沼農業協同組合 ・ 第四北越銀行 ・ ゆうちよ銀行
・ゆきぐに信用組合